

精神科以外の訪問看護

保険の種類によって負担割合は異なります。(負担なし～3割)

※下記料金表は利用者負担割合「1割」の場合

- 公費負担医療制度の該当の方は利用金額が免除もしくは減免されます。
○介護保険の訪問の方は状態により特別訪問看護指示書で訪問することがあります。

◆基本 看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の訪問

項目	料金		概要
訪問看護基本療養費Ⅰ	週3日まで	555円	厚労省が別に定める条件に該当する場合は週4回以上の訪問が可能
	週4日以降	655円	
訪問看護基本療養費Ⅱ	週3日まで	278円	同一建物居住者への訪問が同一日に3名以上は減算となる
	週4日以降	328円	
訪問看護基本療養費Ⅲ		850円	外泊中の訪問看護(管理療養費なし)
訪問看護管理療養費	(1) 月の初日	744円	
訪問看護管理療養費	(2) 2日目以降 1回あたり	300円	

◆加算

項目	料金		概要
機能強化型訪問看護管理療養費1	(1) 月の初日	1,320円	※厚労省が別に定める要件による
	(2) 2日目以降 1回あたり	300円	
機能強化型訪問看護管理療養費2	(1) 月の初日	1,030円	
	(2) 2日目以降 1回あたり	300円	
機能強化型訪問看護管理療養費3	(1) 月の初日	870円	
	(2) 2日目以降 1回あたり	300円	
24時間対応体制加算	契約者のみ1ヶ月	イ・680円	※厚労省が別に定める要件による
		ロ・652円	
緊急訪問看護加算	1日につき	265円	
長時間訪問看護加算	1回につき	520円	特別管理加算、特別指示書の方
			算定対象:イ 15歳未満の超重症児又は準超重症児 ロ 15歳未満の小児であって特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる方
特別管理加算	該当者のみ1ヶ月	I	気管カニューレ・留置カテーテルを使用している状態等
		II	在宅酸素・人工肛門・人工膀胱・真皮を超える褥瘡・点滴を週3回以上行う等の状態

項目	料金		概要
複数名訪問看護加算 イ	1回あたり	450円	看護職と他の看護師、又は理学療法士、作業療法士、言語聴覚士と同時に訪問を行った場合
複数名訪問看護加算 ハ	1回あたり	300円	看護職と看護補助者が同時に訪問(別に厚生労働大臣が定める場合を除く)
夜間・早朝訪問看護加算	1回あたり	210円	午後6時～午後10時までの時間・午前6時～午前8時までの時間
深夜訪問看護加算	1回あたり	420円	午後10時～翌6時までの時間
退院時共同指導加算	1回あたり	800円	退院に際し主治医等と共同で在宅支援を行った時
退院支援指導加算	退院日	600円	退院日に病院等以外(自宅等)で療養上の必要な支援を行った時
特別管理指導加算	1回あたり	200円	特別管理加算対象となる利用者様の退院時共同指導加算を算定する場合
在宅患者連携指導加算	月1回	3,000円	訪問診療医と文書で情報共有を行い、結果を基に支援を行った場合
ターミナルケア療養費	1	2,500円	厚生省が定める要件による
	2	1,000円	
乳幼児加算・6歳未満	1日につき	180円	厚生省が定める要件による
		130円	上記以外の場合
訪問看護情報提供療養費	月1回	150円	
難病等複数回訪問加算	1日に2回	450円	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、特別訪問看護指示期間の利用者に対して必要に応じて
	1日に3回以上	800円	

◆その他の利用料

※利用者負担割合に関わらず、下記料金表の通り自己負担となる保険適用外項目です。

項目	料金		概要
交通費	1日につき	片道1km未満	無料
		片道1km以上より1km毎	20円
死後の処置料	15,000円		訪問看護サービス提供と連続して行われた場合
キャンセル料	無料	キャンセルが必要となった場合は至急ご連絡ください。当日までに連絡がなく看護師等が訪問の結果、不在またはキャンセルとなった場合交通費をいただくこととなります	
衛生材料等費用	実費	サービス実施のために使用する衛生材料等の費用は自己負担となる場合があります	